

2021年度第1回憲法研究会

道警ヤジ排除問題を考える

◆ 第1部 インタビュー「ヤジ排除を受けた当事者に聞く」

話し手 桃井希生 氏 (札幌地域労組職員)

聞き手 清末愛砂 氏 (室蘭工業大学大学院教授)

◆ 第2部 講演「道警ヤジ排除訴訟について」

講師 小野寺信勝 氏 (弁護士)

第1部・インタビュー

ヤジ排除を受けた当事者に聞く

桃井希生×清末愛砂

今次研究会の趣旨

清末 「表現の自由」は日本国憲法が保障する基本的な人権の一つです。しかし、これらに対する国家権力の介入・侵害が近年強まっています。前政権（第二次安倍政権）の下では、本日のテーマである「ヤジ排除」のほか、例えば「あいちトリエンナーレ2019」（二〇一九年八月～一〇月）の企画展「表現の不自由展」が中止に追い込まれましたし、現・菅政権は内閣発足から程なく日本学術会議会員の一部任命拒否という前代未聞の問題を引き起こしています。現政権下で問題はさらに深刻化していると感じます。

今回の研究会では、二〇一九年七月に札幌市内で発生した、北海道警察（道警）による「ヤジ排除」という事例を取り上げます。第二五回参院選（二〇一九年七月二一日投票）の選挙運動期間の七月一五日、札幌駅前などで自民党候補者の応援演説を行う安倍首相（当時）に対し、「安倍やめろ」、「増税反対」などとヤジを発した者数名を道警の私服警官がその場から排除するという事件が起きました。年金問題への批判的な内容などを記載し

たプラカードを無言で掲げていた一名も、同じように排除を受けています。この問題については、すでに地元のテレビ局（HBC）が「ヤジと民主主義」のタイトルでテレビ番組を制作・放映（二〇二〇年四月二六日初回放映）していますし、排除を受けた当事者のうち二名が、国家賠償を求め、訴訟、いわゆる「道警ヤジ排除訴訟」を提起し、裁判は現在も進行中です。この問題を切り口として、憲法の価値がすでに現実に著しく侵害されている状況下、これに私たち自身がどう対応していくかを考える機会になればと思っています。

本日はインタビューと講演の二部構成になっています。第一部では、排除を受けた当事者の一人である桃井希生さんに私がインタビューを行います。政治への関心や関わり、排除を受けた当日の状況、排除後の取り組みなどについてうかがっていききたいと思います。

学生時代、政治に関心を持ったきっかけ

清末 最初に、桃井さんご自身の自己紹介も含め、リアルな政治に関心を持ったきっかけなどについてお話しください。

桃井 札幌地域労組の職員をしております桃井と申します。私は一九九五年生まれで、現在二五歳です。昨年（二〇二〇年）四月から札幌地域労組に職員として勤めています。その前までは北海道大学の文学部に在籍し、六年かけて卒業しました。

元々は政治への関心はほとんどなかったのですが、二〇一六年の秋頃、大学三年のときに『標的の村』（二〇一三年制作、三上智恵監督作品）という映画を観たのが大きな転機になりました。この映画は、沖縄本島北部の東村高江地区に、米軍



清末愛砂氏(左)と桃井希生氏

によるヘリパッド建設・オスプレイ配備などが決定され、これに反対する地元住民の姿を映したドキュメンタリー映画です。映画によると、日本政府はこのとき、基地建設に抗議して座り込む市民を暴力的に移動させ、排除しました。これを観て、それまで自分が当たり前に信じていた国の所業にショックを受け、あらためて自分が暮らすこの国の政治や社会に興味を持ち始めました。翌年（二〇一七年）三月には一人で沖縄に初めて行き、辺野古や高江での座り込みにも参加しました。私が政治に関心を持ちきっかけとしてはもう一つ、原発の問題もありました。東日本大震災の津波被害により福島第一原発が爆発事故を起こし、にもかかわらず、国は原発推進の姿勢を変えようとしなかったことに大きな疑問を持ったからです。それから自分で原発のことを調べるようになりました。

清末 『標的の村』は、どのようなきっかけで、どこで観たのですか。

桃井 先ほど大学三年の頃に観たと言いましたが、当時は休学して東京の実家にいまして、時間に余裕があったので、映画鑑賞を続ける日々を過ごしていました。都内にはドキュメンタリー映画を上映している映画館が少なからずあります。私は特に社会問題を扱う作品を観ていたので、足を運んだ映画館で『標的の村』の予告映像が繰り返し流されており、これも観てみようという気になりました。

清末 『標的の村』を観て、特にどの部分にショックを受けましたか。

桃井 まず、反対住民を排除していく様子が非常に暴力的だったことです。住民側の言い分は至極真つ当な内容なのですが、公権力側はそれに全く聞く耳持たず排除をしていくシーンが印象に残っています。

清末 私もこの作品を観ましたし、実際に高江地区に行ったこともあります。高江の事例は、非暴力の抗議行動に公権力が暴力をもつて襲いかかったという事例です。私自身もここでそうした暴力を受けた一人です。

桃井 桃井さんの場合、高江の問題は先に映画を通して知り、その後に現地に行かれたということになりますね。沖縄には一人で行かれたのでしょうか。

桃井 はい。声をかけるべき友人も見当たらないので、一人で行きました。『標的の村』を観て衝撃を受け、当時、沖縄のために何かしなければ、東京でこんなのにんびり生きていていいのか、などと焦っていた覚えがあります。

東京から沖縄へは飛行機で一人で行きました。事前にインターネットで調べたところ、辺野古で座り込みをしている人たちが無料のバスを運行していることを知り、これを利用して辺野古に向かいました。ヒッチハイクもしました。

清末 映画の舞台になっている高江地区にも行かれましたか。

桃井 行きました。辺野古のゲストハウスに泊

まったときに、そこでたまたま知り合った人が高江の運動にも関わっている人だったので、連れていってもらいました。

清末 桃井さんが政治に関心を持つようになるきっかけとして、「沖繩」が大きかったということですね。

桃井 もう一つ挙げるとすれば、過去の社会運動、特に障害者運動にも関心があり、一九七〇年代の「青い芝」（脳性麻痺者の当事者団体）の運動などを知ったことも大きかったと思います。

清末 ということは、優生思想の差別性に関心を持ったということでしょうか。

桃井 そうです。過去の社会運動からは学ばず、けでなく勇氣も貰いました。

復学後、学内外で社会運動に挑戦

清末 沖繩での様々な経験の後、北海道大学に復学し、札幌に戻ってこられたということになるかと思いますが、復学後、学内ではどのようなことに取り組まれましたか。

桃井 復学した二〇一七年春は、『標的の村』の三上智恵監督の新作『標的の島』がちょうど上映された頃で、友人たちに呼びかけて、学内でこの作品の上映会を開きました。

その後も社会運動に関するドキュメンタリー映画を中心に上映会を続け、例えば二〇一九年春の上映会で扱ったのは、『何を怖れるフェミニズム

を生きた女たち』（二〇一五年制作、松井久子監督作品）、『生きものの記録』（一九五五年制作、黒澤明監督作品）、『さようならCP』（一九七二年制作、原一男監督作品）の三本でした。

清末 上映会には学生たちはどのくらい来ましたか。

桃井 『標的の島』は新聞に告知を載せてもらったのでそれなりの人数が集まりましたが、それ以外の上映会はトータルで三〇人ほどでした。

清末 そのときに知り合った仲間とは、政治に関わる活動なり社会運動なりを始めたつもりでしたか。

桃井 上映会で知り合った学生たちとは、基本的に上映会や学習会を続けるにとどまったのですが、現下のヤジ排除問題で共に活動している人たちの中には、この上映会で知り合った人もいます。

清末 上映会のほかに、政治に関わる活動はありましたか。

桃井 大学の卒業論文で、鹿児島県の馬毛島^{まげしま}における自衛隊基地化の問題を扱い、その関係で二〇一九年に二回現地を訪れました。馬毛島は現在は無人口で、だからこそ基地化の議論が起きているのですが、戦後開拓で三〇年ほどは人が住んでいたこともあり、基地化反対運動の関係者の中に、現在は種子島に住む元島民がいると知り、戦後開拓期当時の様子などを聞き取り、卒論としてまとめました。

清末 この数年、南西諸島では自衛隊の配備が

急速に進められてきました。その動きのなかで馬毛島基地化の問題は焦点の当たっている事例の一つです。

桃井さんはどのようにして馬毛島のことを知り、同島の基地化の問題を卒論のテーマに取り上げようと思ったのですか。

桃井 私が在籍していた学科の教員に馬毛島の固有種マゲシカの研究者がいて、その研究者から島のことを聞いたのが発端です。それで一度現地に行ってみようと思いました。現地でも思いの外様々な話を聞いたので、このまま何もしないわけにはいかないと考えました。

清末 馬毛島での調査の前になるかと思いますが、インターネットで調べると、桃井さんの活動を紹介した朝日新聞の記事が見つかります。二〇一七年衆院選の北海道二区の四人の立候補予定者全員にインタビューをし、その内容をブログに公開したら、数日で一万件を超えるアクセスがあった、という内容です。これについて、動機も含めて詳しく教えていただけますか。

桃井 社会問題に興味を持っていた私は、現実の社会にはこんなにもたくさんの方が溢れているのに、なぜ政治が動かないのか理解できませんでした。それで自分から動くかと思うに至り、とはいえ最初は何をどうしているのかまったくわからないという状況のなか、ちょうど衆院選を控えた時期、思い立って各選挙事務所に電話で立候補予定者へのインタビューをお願いしてみたこと

ろ、意外なことに四人全員から快諾を得られました。政治家へのインタビュは当然初めてのこと、何を質問するべきかも手探りでしたが、森友学園問題など当時の社会情勢も踏まえながら、知り合いに相談するなどして質問項目をつくりました。

清末 ブログに公開するということは、インタビュ先にあらかじめ伝えてあったのですか。

桃井 当初はブログではなく、学生向けの冊子を作成し、そこに掲載すると伝えていました。そうしたところ、冊子での公表は「公職選挙法」に違反する可能性がある指摘されたため、ブログに掲載することにしました。

清末 思い立ったら、すぐに動いてしまう性格ですね。

桃井 思い立ったときにやらなければ、ずっとやらないのではないかと思います。思い立つのは、やらなければならないことがあるからだと思います。

「ヤジ排除」の当日の様子

清末 桃井さんの行動的な為人が少しわかったところで、次に、本題であるヤジ排除の当日のことについてうかがっていききたいと思います。

まず、安倍首相が二〇一九年七月一日に、参院選の応援演説のために札幌に来ると知ったのは、いつ、どのような経緯でしたか。

桃井 友人の一人から教えてもらいました。その友人に誘われ、一緒に行くことになりました。この日、一緒に行くことになっていた仲間も、私とその友人を含めて四人でした。うち一人は、この日ヤジを発し、後にヤジ排除訴訟の原告になる大杉雅栄さんです。

札幌駅前での街頭演説は午後四時半からのスタートでした。私は他の仲間と四時に待ち合わせをしていたのですが、少し遅刻をしたため合流できず、しばらくは現地で仲間を探していました。

清末 待ち合わせの時間に遅刻した桃井さんは仲間と合流できず、一人でいたということですね。

桃井 はい。電話も通じず、探し出せませんでした。

清末 当日、会場となった札幌駅前は自民党の支持者たちなどで溢れていたと思いますが、そこで一人でいた桃井さんはどうしようと思ったのですか。

桃井 ヤジをあげる気は全くなくて、首相が演説で何を言うか聞き、周囲の支持者たちがどのような様子で聞いているのか、とりあえず見てみようと思っていました。

そんなことを考えながら会場にいますと、支持者たちが日の丸や首相支持のプラカードを周囲の市民に配り始めました。そして、多くの市民はそれを素直に受け取って振り始めたのです。こうした光景を見て、私は驚き、違和感を覚えました。そうこうしているうちに、合流するはずだった

仲間の一人である大杉さんが、大声で「安倍やめろ」とヤジをあげ、すぐに彼がその場から排除されていく光景が見えました。排除されていくスピードに驚かされると同時に、合流するはずだった仲間たちのこの日の目的が、演説中の首相にヤジをあげることなのだと、このときに初めて知りました。

清末 そうすると、仲間を誘われて演説会場に一緒に行くことにはなつたけれども、そこでヤジをあげるといふのは、少なくとも桃井さんのなかでは当初想定されていなかったということですか。

桃井 まったく想定していませんでした。

清末 大杉さんが猛烈な勢いで排除されていくのは見えたのですか。

桃井 一部始終ではないにしても、確かに見えました。

清末 それを見てどう思いましたか。

桃井 まず何よりも、連れて行かれるスピードに驚きました。

清末 その後はどう思ったのですか。

桃井 「どうしよう」と思いました。同時に、私と同じようにその光景を見ていた周囲の人たちの反応が気になりました。私は大変なことが起きたと思いましたが、他の人たちは「やばい奴持っていかれたな」という感じで、排除後は全く意に介すことなく、また友人同士で喋ったり、演説を聞き続けたりしていたからです。重大な事件が目の前で起きたのに、雰囲気がかつた。

清末 大杉さんは結構な大声で叫んだとのことですが、その声は壇上の首相の耳に届いたのでしょうか。

桃井 北五条通を挟んで数十層の距離ですので、届いていたと思います。

清末 それを聞いた支持者たちの反応はどんな感じでしたか。

桃井 基本的にスルーでしたね。

清末 そうだとすれば、ヤジは演説者にも聴衆にも全く影響を与えていなかったことになりですね。「公職選挙法」上、気になる点ですが、ヤジが選挙妨害になっていないということは、このスルーという態度ではつきりしていますね。

桃井 そう思います。

清末 それで桃井さんご自身はどうしたのですか。

桃井 このまま、ただ演説だけを聴いて帰っていいのだろうか、大杉さんが排除される姿を実際に見て、後で「あれは酷かったね」などと言うだけで済ませてしまっているのだろうかと思いましたが。体面も確かにありますが、ここで自分も声をあげなかったら、現場で声をあげられる立場にあったのに声をあげなかったら、この先必ず後悔するだろうな、後悔したくないなと思いました。それで、声をあげてみるかという気持ちになりました。

清末 一人でいたわけですが、何と言ったのですか。

桃井 「増税反対」です。

清末 そうしたら、すぐに警察が来たのですか。

桃井 測っていたわけではありませんが、一〇秒しないうちに来たと思います。

清末 警察官はどんな様子でしたか。まず何を言われましたか。

桃井 「はい、落ち着いて」と言われました。

私自身は落ち着いていたのですが、錯乱している人に対応するかなのような扱いで、すぐにその場から引つ張り出されました。

清末 それは物理的に、意に反して強制的に、元いた場所から連れて行かれたということですね。排除が行われているとき、どのようなやりとりがありましたか。

桃井 私からは「落ち着いています」と何度も言い、警察官は「なぜこんなことをするのか」などと言っていました。実は彼らが警察関係者だとわかったのはしばらく経ってからでした。警察とわかってからは、「大声を出すことの何が法律違反なのか」などと言いましたが、全然聞く耳持たず、「みんなの迷惑だからね」とか、「演説聴いている人もいるからさ」などと言われました。

清末 先ほどの話だと、演説者も聴衆も意に介していませんでしたね。つまり、ヤジは演説に影響せず、妨害になつていないということですか。ということは、警察の言う「みんなの迷惑」には根拠がありません。私が気になるのは、桃井さんらのヤジが演説を妨害し、「公職選挙法」第

二二五条の定める「選挙の自由妨害罪」に当たるかでしょうか。しかし、このケースはそれには全く当たらないと思います。排除は暴力的でしたか。

桃井 腕などを掴まれて、物理的に引つ張られたのは確かです。あわせて、首相の次の演説会場（札幌三越前）に私を行かせないようにするため、数人の警官に一時以上つきまとわれました。

「排除」後の反応と活動

清末 桃井さんは「排除」を受けてから今日まで、どのような活動に取り組みされてきましたか。

桃井 排除を受けた当日の夜、大杉さんや私に排除を受けている場面の画像や動画がツイッター上に数多く掲載され、それらが広くシェアされていることに気づきました。世間の関心の高さに驚かされるとともに、なぜこれほどまでに注目を浴びるのか、意外にも感じていました。排除の直後はメディアからの取材を受けることも多々あり、事の重大さをあらためて実感しました。

こうした経験から、友人たちと話し合い、まず抗議デモを行おうと考えました。このときに「ヤジポイの会」という団体が設立され、デモの実施主体となりました。同会は現在、ヤジ排除訴訟の支援団体になっています。デモは二〇一九年八月一〇日、大通公園から道庁・道警までを行進し、最後に道警と北海道公安委員会に対し、排除の根拠などを明確にするよう求める請願書を提出して

います。

また、メディアから取材を受けて、その内容が記事化・発信されることは好ましいことなのですが、当事者として自分自身の言葉で発信できることがもつとあると思います、冊子を発行しようと考えました。それで同年一月に「ヤジポイの会」から『ポイズン通信』という冊子を発行し、全国の同人誌やミニコミ誌を扱っている書店などに置いてもらっています。

清末 その一方で、桃井さんは現在、いわゆる「道警ヤジ排除訴訟」にも原告として関わっておられます。司法に訴え出るといふ手段は、いつ、どのようにして思いついたのでしょうか。

桃井 私自身には元々そのような発想は無かったのですが、二〇一九年の秋頃、一部の弁護士の方々の間でそのような動きがあると噂で聞いたのが最初です。この問題で裁判もできるのか、というのが率直な感想でした。二〇二〇年二月二十七日に提訴し、現在も裁判は続いています。

清末 訴訟について詳しくは、本日第二部の小野寺弁護士のご講演に委ねたいと思います。このほか、最近ではどのようなことに取り組んでおられますか。

桃井 最近はやジ排除訴訟の原告としての活動がメインですが、先ほどご紹介した冊子の新刊発行に向けた準備も進めています。

清末 桃井さんは学生時代から沖縄の高江や辺野古を訪問し、地元の住民が憲法二一条の保障す

る表現の自由に基つき非暴力・不服従の運動をし、これを公権力が暴力によって排除する現場を実際に見てこられたとのことでしたが、それが二〇一九年七月一五日に自分の身にも起きたと言えます。沖縄での経験は、その後の自らのヤジ排除事件への取り組みに影響を与えたと思いますか。

動の一つとして構想していることがあります。それは排除の事例を収集し、記録に残していくという活動です。私のように、公共の場で公権力によって排除されるような事例が以前よりも問題視されやすくなっています。例えば、二〇二〇年一月、中曽根元首相の葬儀の場で、葬儀への国費投入などに抗議する内容のプラカードを掲げた人が排除を受けたと聞きます。私が受けたヤジ排除の持つ問題の本質は一回性のものではありません。表現の自由や内心の自由への侵害は、過去にもあつたし、将来的にも発生する可能性があります。今後同じような事件が発生したときに抗議の意味づけができるように、全国で同様の事例の収集をしていければと考えています。

桃井 まず思うのは、実際に自らが排除を受ける経験をしても、もつと酷い排除が沖縄では行われていると思えることです。

沖繩に限らず、同じような事件は国内各地で起きていると思うのですが、そうしたなかで自分のケースがこれだけ大きく注目を集めたのは、特に酷いケースだったからではなく、当事者である私という個人が、まだ二〇代的女性であるとか、活動家らしく見えなとか、問題の本質からは逸れた要素によるものだったのではないかと見ています。

清末 桃井さんの活動について、周囲の身近な人たちからはどのような反応がありますか。

桃井 そうしたいとは思っています。実践はまだこれからですが。

桃井 あの日の出来事は、社会運動に普段は関わっていないような友人にも知れ渡っているように、「その事件知ってるよ」とか、「あれは酷いよね」とか、好意的な声を掛けられることが時々あります。

清末 桃井さんがおっしゃるとおり、近年、ヤジ排除の問題にしても、沖縄の問題にしても、公権力が強制的に市民を排除していくという流れが全国的に続いています。これがこの先も続いているとなると、どのような社会になってしまふのかと危惧します。こうした流れに対抗していくために、私たち市民にはどのような対応が必要になる

問題への危機感を社会で共有していくために

桃井 訴訟や出版物の発行とは別に、今後の活

と思いますか。

桃井 政治に対して個人が声をあげるのは民主主義社会では至極当然のことだという既成事実を積み上げていくことが重要だと思います。そのためには、なるべく多くの市民が声をあげ続けられるような場が公共につくられることも必要だと思います。

清末 政治や社会に対して声をあげるということは、簡単なようで実際には非常に難しいことです。それでも、志を共有する仲間がいれば、声をあげていく力にもなるのではないかと思います。全国で同じような活動をしている人たちがネットワークをつくり、それが発展していくことを期待

します。

桃井さんのお話をうかがって、自分の学生時代のことを思い出しました。私は大阪で野宿者の支援活動に携わっていたことがあり、当時よく警察に追いかけられていました。今振り返れば、これも公権力による表現の自由への侵害に他なりません。あの当時、私はもつと怒りを持って抗議をしておけば良かったなどと反省しています。

桃井さんの事例は、札幌で起きた事件であり、現在は裁判も行われています。研究会としては今後も引き続き本件の動向に注目していきたいと思っています。

第2部・講演

道警ヤジ排除訴訟について

小野寺 信勝

はじめにー訴訟提起にあたっての問題意識

弁護士の小野寺と申します。私からは、札幌地裁に二〇一九年一月に提訴され、現在も係争中の、いわゆる「道警ヤジ排除訴訟」について説明をさせていただきます。

私は二〇〇六年から弁護士として活動しており、熊本での活動後、二〇一四年の夏に地元の札幌に移ってきました。主に扱っている分野は、外国人

技能実習生に関する問題をライフワークとしてつ、その他弁護士事件として多くの裁判に関わってきています。こうしたなかで現在、本日のテーマである道警ヤジ排除訴訟に原告弁護団の一人として関わっています。弁護団は上田文雄弁護士を団長に八人の弁護士で構成され、通称「ヤジボイ弁護団」と呼ばれています。訴訟の提起は弁護士側から原告に呼びかけてスタートしました。原告はヤジ排除を受けた当事者である大杉雅江さんと桃井希生さんのお二方です。

この問題を提訴するに至った動機は、弁護団の中で概ね共有されているのは、第二次安倍政権の八年間で憲法の諸理念が大きく揺るがされ、日本社会の底が抜けたようになってしまったことへの危機感です。道警によるヤジ排除事件は、人目につかないところでひっそりと行われたわけではなく、公共の場で、しかもテレビカメラの前で露骨に行われたという意味で、特に深刻な問題であると考えています。こうした危機感は私たち弁護団だけでなく、多くの法律家に共有されており、実際、この事件が発生した後、各地の弁護士会や弁護士法人が相次いで抗議声明などを発表しています。

動機としてはこのほか、第一に、桃井さんや大杉さんが政権に批判的な言葉を発し、公権力がそれを制圧してしまったというのは、個人の「表現の自由に対する侵害」に他なりません。第二に、政府に対する反対意見を公権力が組織的に排除しかかるといふことには「民主主義の危機」という側面もあります。第三に、警察が権力を行使する際に法律に則って行使しないということには「法の支配の危機」という側面もあります。私たち弁護団は、こうした種々の危機感を論点とする憲法訴訟であるという位置づけのもと、この訴訟に取り組んでいます。

訴訟という方法を選択せず、例えば弁護士会として抗議声明を出すとか、あるいは抗議デモを実施するといったことも選択肢としてはあり得ます



し、検討もしました。しかし、やはりここまで重大な事件が実際に起きてしまったからには、将来的に同種の事件が再度発生することが懸念されま
す。こうした懸念を踏まえ、公権力がこうした行
為を行うことは違法であると裁判を通じて明確に
位置づけ、同種の事件の発生を未然に防いでいく
必要があると考え、国家賠償請求訴訟の提起に踏
み切ったということです。

1. 二次にわたる提訴

道警によるヤジ排除事件が発生した二〇一九年

七月一日の約五カ月後、同年一二月三日に、ま
ず大杉雅栄さんが刑事告訴と国家賠償請求訴訟を
提訴しました。これは刑事と民事の法的な手続き
をそれぞれ進めたということです。刑事告訴では、
実際に排除行為を行った匿名の警察官を対象にし
ており、特別公務員職権濫用罪と特別公務員暴行
陵虐罪という犯罪を理由に告訴しました。民事で
は、この道警による排除行為を国家による違法行
為であるとし、国家賠償を請求しています。

大杉さんの提訴に始まる訴訟は第一次訴訟と位
置づけられており、この時点では桃井さんが原告
になっていませんでした。学業を優先したため
です。それで大杉さんが先行して提訴することにな
り、桃井さんは第二次訴訟の位置づけで二〇二〇
年二月二十七日に提訴しました。その後、二つの訴
訟は併合されています。

2. 刑事告訴とその後の動向

(1) 刑事告訴に対する札幌地検の不起訴処分の 決定

桃井さんの提訴の二日前、二〇二〇年二月二五
日に、前出の刑事告訴、すなわち、実際に排除行
為を行った警察官が対象の特別公務員職権濫用罪
と特別公務員暴行陵虐罪に関する刑事告訴につい
て、札幌地方検察庁（札幌地検）がこれを不起訴
にすると発表し、同日付で不起訴処分決定が出さ

れました。
この決定の内容を見て、私たち弁護士は非常に
驚きました。決定理由が極めて例外的なものだっ
たからです。

不起訴処分が決定される理由としては四つのパ
ターンがあります。第一は、証拠が足りないの
で起訴しないとする「嫌疑不十分」、第二は、何ら
かの罪は犯しているが、さほど重い罪ではない、
前科が無いといった各種事情を考慮して起訴を猶
予する「起訴猶予」であり、これら二つで九割以
上が占められます。残りの一割は、告訴の取り下
げなどにより「訴訟条件がない」とされる第三の
パターンと、「そもそも罪とならない」という第
四のパターンです。

大杉さんの刑事告訴が不起訴処分とされたの
は、「そもそも罪とならない」と判断されたため
で、これは極めて例外的な理由と言えます。しかし、
当日の排除の状況を収めた動画を閲覧するなどす
れば、道警の行為を「そもそも罪とならない」と
判定する法律家はいないと思います。実は私たち
弁護士としても、地検が起訴するとは考えておら
ず、「嫌疑不十分」か「起訴猶予」にすると予想
していたので、「そもそも罪とならない」という
理由が示されてかなり驚いたということです。

道警は排除当日からしばらく間、排除行為の法
的根拠を示していませんでしたが、初めて説明し
たのが二〇二〇年二月二十六日の道議会・総務委員
会の場においてであり、不起訴処分の決定が発表

<資料> 道警ヤジ排除訴訟の沿革（2021年4月16日現在）

年	月日	事 項
2019	7月15日	札幌駅前など、安倍首相（当時）の参院選応援演説の会場で、ヤジをを発するなどした市民が道警による排除行為を受ける
	12月3日	排除を受けた当事者の大杉雅江氏、刑事告訴および国賠訴訟を提起（第一次訴訟）
2020	1月31日	訴訟第1回口頭弁論
	2月25日	札幌地検、大杉氏の刑事告訴の件で道警に対する不起訴処分決定を発表
	2月27日	排除を受けた当事者の桃井希生氏、国賠訴訟を提起（第二次訴訟） → 以降、第一次訴訟と第二次訴訟を併合
	3月5日	大杉氏、不起訴処分決定を受け、札幌地裁に対し付審判請求を申し立て
	4月3日	大杉氏、不起訴処分決定を受け、札幌検察審査会に不服申し立て
	"	桃井氏、刑事告訴（4月16日正式受理）
	"	訴訟第2回口頭弁論
	6月15日	訴訟第3回口頭弁論
	6月29日	札幌地検、桃井氏の刑事告訴の件で道警に対する不起訴処分決定
	7月3日	桃井氏、不起訴処分決定を受け、札幌地裁に対し付審判請求を申し立て
	"	桃井氏、不起訴処分決定を受け、札幌検察審査会に不服申し立て
2021	8月21日	訴訟第4回口頭弁論
	10月21日	札幌検察審査会、大杉氏による不服申し立ての件で「不起訴相当」決議
	10月28日	訴訟第5回口頭弁論
	11月27日	札幌地裁、大杉氏による付審判請求を棄却
	12月21日	訴訟第6回口頭弁論
	2月24日	訴訟第7回口頭弁論
	3月3日	札幌検察審査会、桃井氏による不服申し立ての件で「不起訴相当」決議
	3月25日	札幌地裁、桃井氏による付審判請求を棄却

(2) 不起訴処分決定を受けた原告の対応とその結果

その結果

された翌日のことでした。これが意味するのは、道警と札幌地検との間で、排除の法的根拠に関するすり合わせを裏で進めていたということ。このケースでは道警は被疑者であり、札幌地検は被疑者と協議して不起訴を決めたこととなります。

札幌地検による不起訴処分決定を受け、原告の大杉さんは、以下の二つのことを行いました。すなわち、札幌検察審査会への不服申立て（二〇

二〇年四月三日）と、札幌地裁に対する付審判請求（同三月五日）です。

検察審査会は、国民から選ばれた審査委員で構成される機関で、各地裁の庁舎内などに設置されています。全国に一六五カ所、道内には九カ所あります。本件のように告訴の当事者が検察による不起訴決定に不服である場合など、当事者は検察審査会に申立てを行い、意見を求めることができます。これに対して審査会が「不起訴不当」もしくは「起訴相当」の意見を出すと、検察は起訴をしなければなりません。

付審判請求は、「公務員による各種の職権濫用等の罪について告訴又は告発をした者が、不起訴処分不服があるときに、事件を裁判所の審判に付するよう管轄地方裁判所に請求することを認める制度」（平成二九年版犯罪白書より）とされています。特別公務員暴行陵虐罪などの警察官の罪について、検察がこれを起訴するべきところを不起訴にしてみようケースは時折発生しますので、裁判所から検察に起訴するよう命じてもらうための手続きです。

本件では、結果として、検察審査会は「不起訴相当」を決議（二〇二〇年一〇月二二日）し、札幌地裁への付審判請求も棄却（同十一月二七日）されています。

桃井さんも大杉さんと同じく、二〇二〇年四月三日に刑事告訴を行いました。同六月二十九日に不起訴処分決定を受けました。その後、同七月三日に札幌検察審査会への不服申立てと札幌地裁

に対する付審判請求を行いました。大杉さんと全く同じ結果になっています。

以上で説明した刑事上の流れは、非常に不当なものと思っけています。ただし、この事件の捜査者は検察官であり、検察官が道警の取り調べを行うとともに、被害者である大杉さんや桃井さんの事情聴取も行っています。調査上は道警が罪を犯したという内容になっているはずもなく、検察審査会も付審判請求も調査の内容に基づいて判断される以上、証拠構造上は仕方がないとも言えます。

それでも許し難いのは、いずれのケースにおいても、付審判請求の棄却が検察審査会での「不起訴相当」決定後に行われたという点です。これは、検察審査会で「不起訴相当」の処分が決定された後の方が、裁判所が付審判請求を棄却しても批判されにくくなるからです。本件の社会的関心の高さから、裁判所側も世間からの批判を怖れてこうした順序にしたことがうかがえます。

なお、付審判請求自体はほとんど認容された実績はなく、一九四八年の制度創設以来、これまでに認容された件数は二〇件ほどしかありません。実際にはほとんど機能していない制度です。

3. ヤジ排除の法的根拠に関する道警の説明

(1) 初の説明までの経過とその内容

発生直後の道警の主張については、新聞各紙か

ら以下のような文言を拾うことができます。すなわち、「トラブル防止と、公職選挙法の「選挙の自由妨害」違反になるおそれがある事案について、警察官が声かけした」（『朝日新聞』二〇一九年七月二〇日）、「確認中」（『北海道新聞』二〇一九年七月二〇日）、「トラブル防止の観点から措置を講じた」（『北海道新聞』二〇一九年八月七日）、などです。これらはいずれも排除行為の法的根拠を示すものではありません。

排除行為の法的根拠を道警が初めて説明したのは、先述のとおり、刑事告訴に関する札幌地検の不起訴処分決定が公表された日の翌日、二〇二〇年二月二六日、道議会・総務委員会の場です。当日は道警本部長が説明しました。その場で配布された資料によると、札幌駅前演説会場で大杉さんと桃井さんがヤジを発したとき、警察官がその場から二人を物理的に移動させたことについては、「警察官職務執行法」（以下、警職法）の第四条・第五条を根拠にしたとされ、また、次の札幌三越前の演説会場で大杉さんがヤジを発したときに警察官が彼を押しとどめたことについては、同法第五条が根拠と説明されています。

なお、「公職選挙法」第二二五条に基づく「選挙の自由妨害罪」は、道警側も想定していません。

(2) 警職法第四条・第五条の解釈

警職法第四条・第五条の各条をヤジ排除の法的

根拠とするには、以下のとおり、それぞれ要件があります。

ア 第四条の要件と解釈

警職法第四条は、「避難等の措置」に関する規定です。同条第一項には以下のように記されています。

「警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災（中略）等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。」

ヤジ排除を「避難等の措置」とみなし、ヤジを発している者をその場から避難させる（排除すること）にはそもそも無理があると思いますが、警察官が第四条第一項を根拠に「避難等の措置」としての排除を実施するためには、条文から、①危険な事態、②警告、③特に急を要する、の三つの要件を満たす必要があります。これら三要件は、①人の生命・身体に現実に具体的な危険が生じている場合、②「措置」を講じる前に警告が必要、③

現実には危険が切迫し、措置を講じなければ危害を避けられない場合、と解釈されます。

要件①にある「現実には具体的な危険」は、単に危険な事態が生じる可能性では不十分であると解釈されています。また、要件③にある「危険が切迫」とは、排除以外に危険は避けられない状態にあることを意味していると解釈されます。

しかし、そもそもヤジによって人の生命や身体に現実には具体的な危険が生じる場合というのはおよそあり得ません。

イ 第五条の要件と解釈

同法第五条は、「犯罪の予防」に関する規定です。その条文は以下のとおりです。

「警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めるときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。」

第五条を根拠に排除を行う場合も、条文から、①犯罪がまさに行われようとしていること、②人の生命・身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受けるおそれ、③急を要すること、の三つの要件を満たす必要があります。これら三要件は、①相当程度に具体的な犯罪が発生することが客観的に明らかなこと、②演説妨害や名誉毀損など、人の生命・身体、財産に危険を与えない犯罪は含

まない、③警告等の任意手段では犯罪を防止できず、措置を講じないと生命・身体・財産に危険・損害が現実には発生する状態にあること、と解釈されます。

しかし、ヤジはそもそも犯罪ではなく、ヤジ排除を第五条を根拠に「犯罪の予防」として行うことには相当に無理があります。

第四条は、被害に遭いそうな人を避難させるための規定です。これに対し第五条は、犯罪を行おうとしている人を止めるための規定です。通常、同じ個人が被害者であり加害者でもあるという状況は想定しづらく、その意味で第四条と第五条が同じ個人に同時に適用されることはあり得ないのですが、いずれにしても道警としてはこれによって排除行為の法的根拠を示したことになります。

4. 国賠訴訟での争点

民事の国賠訴訟は、二〇二〇年一月三十一日に第一回口頭弁論が行われ、現時点（二〇二二年四月一六日現在）で第七回期日（二〇二二年二月二四日）まで終わっています。

道警側は早い段階で反論はしないとしていたのが、裁判が進行していくなかであらためて危機感を強めたのか、ある段階から細かな主張をするようになっていきます。以下、道警側の主な主張と原告弁護団の反論について紹介します。

(1) 排除は警職法第四条・第五条に基づく正当な行為か

訴訟において道警は、前節で紹介したヤジ排除の法的根拠、すなわち、警職法第四条・第五条に基づき、排除の正当性を主張しています。道警の排除行為が明確な法的根拠に基づくものと認められるには、先述した各条の要件を満たしていると合理的に説明することができなければなりません。道警の主張は以下のとおりです。

まず、第四条を根拠とする札幌駅前での大杉さんの排除について、大杉さんの左腕に聴衆の手がかかっているシーンの動画を証拠として提出しながら、①「自民党の支持者が占める聴衆の中で罵声を挙げ続ける原告1（大杉さん、以下同じ）」と周囲の聴衆との間で、さらなる採め事や暴行・傷害事件等の犯罪が発生したり、雑踏事故などの危険が切迫していると、認めた、②「聴衆の男性が罵声を挙げ続けた原告1を押すという身体接触（有形力の行使）が現実には発生していた」の二点を理由に挙げ、大杉さん自身の安全を確保するために必要な措置だったと主張しています。しかし、そうであれば、身体接触を起こしていた聴衆の男性も排除するべきであり、大杉さんだけが排除されたことの説明にはなっていません。

また、第五条を根拠とする札幌駅前での大杉さんの排除について、「原告1の興奮状態から、周

團の自民党の支持者らによる挑発的な言辞や身体接触に激昂して反撃するなど、暴行、傷害等の犯罪が発生することは避けられないこと」を理由に、大杉さんの犯罪を抑止するために必要な措置だったと主張しています。同条を根拠とする三越前での大杉さんの排除については、「原告が警護対象者である安倍総裁やその周辺の候補者らに対して、物を投げたり発射する、液体やつばをかける、光線を照射する、大音響を鳴らす、爆発物を爆破させる…などする犯罪行為を行う危険性が極めて高い」ことを理由に挙げています。しかし、これらはあくまでも危惧であり、具体的な危険や犯罪の発生を客観的な根拠をもって主張しているわけではありません。

札幌駅前での桃井さんの排除についても同様で、桃井さんのヤジを聞いて付近の聴衆が後ずさりするシーンや、道警に引っ張られた桃井さんがベンチを蹴るシーンの動画などを証拠として提出しながら、「聴衆が桃井さんに恐怖や不快感、嫌悪を抱いていた」ため、第四条に基づき桃井さんの安全を確保する必要があったこと、「桃井さんは興奮状態で執拗に聴衆に向かっていった」ことから、第五条に基づき桃井さんの犯罪を抑止する必要があったと主張しています。

これに対し私たち弁護団は、警職法の第四条と第五条に基づいて排除の法的根拠とすることにはあまりに無理があると主張しています。原告の二人が警職法第四条に基づいて「避難等の措置」

(排除) を受ける前提となる三要件は、人の生命・身体に現実的な危険が生じていること、排除の前に警告が発せられていること、排除なしに避けられない切迫した危険があることが要件ですが、いずれも満たされていません。また、第五条に基づいて「犯罪の予防」として受けた排除についても、原告が誰かの生命・身体・財産を侵害しようとしているわけでもなく、排除が不可欠なほどの切迫した状況でもないので、要件を満たしているとは言えません。

(2) 必要最小限度の手段による排除とみなしうるか

排除行為が仮に警職法第四条・第五条の要件を満たす適法な排除行為であったとしても、排除の手段が適切かどうかという問題もあります。

警職法第一条では、第一項で「この法律は、警察官が（中略）個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする」、第二項で「この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない」と明記しています。つまり、第四条・第五条の要件を満たした排除行為であっても、何をしても許容されるわけではなく、あくまでも「必要な最小の限度」

の手段にとどまらなければなりません。

桃井さんが排除を受けたとき、六人の警察官に周囲を囲まれ、身動きが取れない状態に置かれた。これについて道警側は、①「原告2（桃井さん、以下同じ）は執拗に聴衆の方に向かってうとして、暴れていた」こと、②「原告2に嫌悪感や敵意を抱き反発していた聴衆との間で採め事や暴力事件が発生する可能性が高かった」ことを理由に、「危険な事態を収束するため、警察官らが原告2を聴衆から地点3まで引き離れた行為が必要・相当性を欠くなどとは到底できず、必要な措置」であると主張しています。当日の状況は動画に残されており、これを見ても明らかに「必要な最小の限度」を超えた行為であると思います。

あわせて、桃井さんは排除後、約九〇分間にわたって警察官数名につきまとい行為を受け、その間に、次の札幌三越前の演説会場には行かないよう再三言われたり、「ジュース買ってあげるよ」といった子ども扱いするようなことを言われたりしています。

つきまとい行為については、直接これを規制したり禁止したりする法律はありませんが、私たち弁護団としては、前出の警職法第一条を根拠に、つきまとい行為の違法性を主張しています。

5. ヤジ排除訴訟が背負う使命

大杉さんや桃井さんが発した言葉を聴いて、不快感や嫌悪感を覚えた聴衆がいたことは、私たちが否定はしていません。彼らが首相の支持者なら尚更です。私がかもし、自らが支持する政治家の演説を聴いているとき、その政治家に対するヤジが飛ばされたら、不快感や嫌悪感を持つでしょう。しかし、そうではあっても、表現の自由は十分に尊重されなければならない市民的自由です。自らと政治的スタンスの違う者の表現も尊重するのが民主主義です。

憲法学者の阪口正二郎氏（二橋大教授）は、「表現の不自由展」中止と「ヤジ排除」不寛容な日本社会の深刻な状況」（現代ビジネス）ウェブサイト掲載、二〇一九年八月一四日付）と題した論考で、以下のように主張しています。

相手の行為に対して怒っている場合、穏やかな抗議では、相手に対して自分がどの程度怒っているのかは伝わらない。その場合には、怒鳴るなどの方法を用いることは自然である。個人同士の私的なやり取りにおいてもそうしたことが認められるのであれば、公共的な利害が問題になる政治の場ではなおさらのことである。

ヤジなどの荒っぽい、その意味で過激な表現方法を認めなければ、反対する市民の怒りの度合いは、政治家にも私たちにも伝わらない。政治的な表現行為に過度に行儀の良さを求めるのは民主主義にとって自殺行為である。

政治家の街頭演説も、それは政治家が一方的に演説し、市民はただ行儀よくそれに静かに耳を傾ける場だと位置づけられるべきではない。そもそも、民主主義の下で政治家は批判されることが当たり前であり、市民が政治家と直接コミュニケーションできる機会は少なく、街頭演説は貴重な機会である。

そうした場における市民を「行儀のよい」「聞き手」として位置づけるべきではない。市民にもまた、貴重な直接のコミュニケーションの機会として「話し手」になる機会が保障されるべきであり、よほどのことがない限り、政治批判としてヤジを含めたある程度荒っぽい表現方法が認められるべきである。（中略）

そもそも表現行為が人を刺激するものであり、それが政治的表現行為であればなおさらそうであることによる。多元的な価値や考え方の存在を想定する社会で、政治的な表現行為がなされる場合、それに敵対する人々がないと想定することはおよそ非現実的である。

冒頭の発言のくり返しになりますが、本件訴訟は、ヤジ排除が公の場で、しかもテレビカメラも回っている前で、何の躊躇も無く行われたということに對し強い危機感をもって始められました。

すでに刑事告訴とその後の対応では何の成果も得られずに終わってしまいました。係争中の国賠訴訟については、私たち弁護士は、勝ちたい裁判ではなく、勝たなければならぬ裁判だといふ大きな使命感をもって取り組んでいます。この請求が棄却されてしまうと、道警の排除行為に司法

のお墨付きを与えることになるからです。そうなれば、今後の日本社会においては表現の自由、民主主義、法の支配といった憲法的価値はますます軽んじられていくことが懸念されます。

裁判は佳境に入っており、原告側はすでに人選も含め証人尋問の申立てを済ませています。順調に進めば、二〇二二年秋頃には証人尋問が始まり、二二年度内には地裁判決が出るという見通しです。できるだけ多くの市民の皆さんに裁判への感心を寄せていただくことを望んでいます。

本稿は、二〇二二年四月一六日に開催した、二〇二一年度第一回憲法研究会の内容をまとめたものです。
文責・編集部